

第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画の策定について（報告）

第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画につきまして、下記のとおり策定いたしましたので報告します。

記

1 計画の名称

第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

2 計画の期間

令和2年度から令和9年度まで（8か年）

3 計画の目標

平成30年度決算における決算補填等目的の繰入金等から算定する1人当たり削減・解消すべき赤字額39,410円の50%である19,705円を削減する。

4 目標達成のための基本的な考え方

- (1) 歳入の確保（国・都交付金の獲得、公費の拡充の要請、収納率の向上等、保険税率の見直し）、歳出の適正化（保険給付、資格管理の適正化、保健事業の充実）を図る。
- (2) 保険税率については2年に1度の見直しとする。ただし、課税限度額の引上げについては、法令改正後速やかな対応を行うものとする。
- (3) 保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。特に、子どもに係る均等割の軽減策については、市独自の軽減策の実施を目指す。

5 公表方法

- (1) 計画書及び概要版の閲覧（市民部保険課）
- (2) 市報（10月15日号）、ホームページへの掲載
- (3) 市議会厚生委員会（11月19日）での行政報告

6 計画（案）からの修正点等

裏面のとおり

7 計画及び概要版

別添のとおり

(1) 武藏野市国民健康保険運営協議会に諮問し、同年8月21日付でいただいた答申及び協議会会議内で出された意見等に対する対応

意見	対応
国民健康保険制度の目的、趣旨をまず示すべきではないか？	「第1章 第1節 計画策定の趣旨」において、国民健康保険制度の目的、趣旨を追記した。
目標値8年で50%削減の根拠・裏付けを記載した方がよいのではないか？	「第3章 第1節 2本計画期間に係る目標の設定」において、①短期間での解消は被保険者の急激な負担増につながるおそれがあることから保険税率の改定を伴う場合には被保険者への影響を十分に考慮した引上げ率とすること、②都内各市区町村の財政健全化計画の取組状況との均衡や国の保険者努力支援制度の評価基準・交付額算定方法の動向も鑑みること、を追記した。
納税課以外の他課との連携についても記載した方がよいのではないか（生活困窮者等）？	「第4章 第1節 2国保税の収納率の向上(6)」において、さまざまな事情で納付することが困難な滞納者に対しては、必要に応じて市の福祉部門などの他部署や都・民間の相談窓口にもつなげて連携を図るなど、根本的な問題解決へ向けた支援をも引き続き行っていくことを追記した。
歳出の適正化で、予防の部分をもっと書き込むべきではないか？	「第4章 第4節 データヘルス計画に基づく保健事業の充実（発症、重症化の予防）」において、予防施策の重要性及びデータヘルス計画の方向性についてそれぞれ追記した。
税の引上げの割合はいつ決めるのか。平均ではなく個々の世帯を見るべきではないか？	計画には保険税の見直しの方針を記載してあるため特に追記等はせず、税率等の見直しの際に具体的に検討する。
多子世帯への均等割減免については、対象を広くとらえるべきではないか？	
多子ではなく多人数世帯に対する軽減策とすべきである。	計画本書の表現「子どもに係る均等割の軽減」に統一する。
計画案では「子どもに係る均等割の軽減」とあり、概要版では「多子世帯を対象とする軽減」とあるが、違いはあるのか？	

(2) その他の修正

- 「平成30年度決算見込」を「平成30年度決算」に修正
- 第1章 第2章 表内に「第五期長期計画・調整計画」を追加
- 計画の表に、推移、比較等のグラフを追加
- その他表記、誤字等の修正